

はじめに

緊急避妊薬は、避妊に失敗した、避妊を行わなかったなどの性交の後に妊娠を防ぐための最後の避妊手段です。しかし、その必要性は決して望ましい状況から生じるものばかりとはいえません。予期せぬ性交、避妊に関する知識や情報へのアクセス不足、さらには性暴力被害など、多様な背景のもとで緊急避妊薬を必要とする人々がいます。

わが国では長年にわたり、緊急避妊薬へのアクセス改善が課題とされてきました。そして2026年、緊急避妊薬のスイッチOTC化が実現し、薬局が女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利：SRHR）を支える新たな入口として大きな役割を担うことになりました。これは単に医療用医薬品が一般用医薬品になったという制度上の変化ではありません。必要とする人が、より早く、より身近な場所で支援につながることを可能にする社会的な転換点でもあります。

一方で、緊急避妊薬は万能の薬ではありません。妊娠阻止率は100%ではなく、また性感染症の予防や性暴力被害への対応を代替するものでもありません。だからこそ、販売の可否を判断することだけではなく、利用者の不安や背景に耳を傾け、その後の避妊や医療機関への受診、必要に応じた支援機関との連携へとつなげることが重要になります。

本書は、そのような視点から作成されました。薬剤師が判断者や裁判官になるのではなく、利用者に寄り添う伴走者として適切な支援を行うための実践的なガイドです。緊急避妊薬を販売する場合にも、販売に至らない場合にも、利用者の尊厳と自己決定を尊重しながら最善の支援を提供することを目指しています。

また、本書には各地で進められている薬剤師会、医師会、医療機関、行政、支援団体との連携事例も収載しました。緊急避妊薬のOTC化の真の意義は、薬局だけで完結することではなく、地域全体で女性の健康と権利を支える仕組みを築くことにあります。

本書が、現場で利用者と向き合う薬剤師の皆様にとって実践的な指針となるとともに、誰もが必要なときに適切な支援へアクセスできる社会の実現に寄与することを願っています。

2026年7月

編集主幹（一般社団法人日本家族計画協会 会長） 北村邦夫

目次

はじめに	i
------------	---

緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に至る経緯と これからの販売に向けて	iii
---	-----

I 緊急避妊薬 OTC 適正販売に関する Q&A 1

1 薬理・効果・服用に関する Q & A (Q1～10)	2
2 副作用・安全性・併用に関する Q & A (Q11～20)	6
3 販売・実務対応(OTC 特有の事項)に関する Q & A (Q21～30)	11
4 コミュニケーション・倫理・人権に関する Q & A (Q31～38)	15
5 服用後・次の避妊・医療連携に関する Q & A (Q39～45)	19
6 最近の厚生労働省からの通知に関する Q & A (Q46～50)	22
7 その他 (Q51～54)	24
COLUMN GATHER 法の習得	27

II 緊急避妊薬スイッチ OTC 化とその周辺 29

1 緊急避妊法の基礎知識	30
--------------------	----

2	緊急避妊薬スイッチ OTC 化を巡って	44
----------	---------------------------	----

III	緊急避妊薬 OTC 適正販売における連携事例	63
------------	-----------------------------------	-----------

1	緊急避妊薬スイッチ OTC 化に伴う薬剤師会、 医師会の連携：高知県	64
	独立行政法人国立病院機構高知病院産科医長 滝川稚也	

2	緊急避妊薬スイッチ OTC 化に伴う薬剤師会、 医師会の連携：神奈川県大和市	74
	大和市産婦人科医会 中村寛江 南渕芳 秋好順子 加藤有美 岡田恭芳 大和綾瀬薬剤師会 加藤久幸	

3	緊急避妊薬スイッチ OTC 化に伴う産婦人科 医療機関との連携：東京都台東区	93
	ケイ薬局薬局長・管理薬剤師 宮原富士子	

	関連資料一覧	100
--	--------------	-----

編集 一般社団法人日本家族計画協会
編集主幹 北村邦夫（一般社団法人日本家族計画協会会長）
編集委員 杉村由香理（一般社団法人日本家族計画協会家族計画研究センター長）

I

緊急避妊薬 OTC 適正販売に関する Q&A

緊急避妊薬（アフターピル）は、女性が予期せぬ妊娠の不安に直面した際に用いられる、重要な医療的選択肢です。同時に、それは「ゴール」ではなく、次により確実に安全な選択へとつなげるための「スタート」でもあります。

このQ&Aは、薬剤師が判断者や裁判官になることなく、しかし、利用者を孤立させないための実務指針として作成しました。

- ☑ 「販売する / しない」は、どちらも適正になり得ます
- ☑ 正確な医学情報と人権配慮は両立できます
- ☑ 薬剤師は支援のハブとなります

以上を共通理念として、Q&Aをご活用ください。

1

薬理・効果・服用に関するQ&A

Q 1 緊急避妊薬とはどのような薬ですか？

A 緊急避妊薬は、避妊に失敗した、あるいは避妊をしなかった性交後に、妊娠を回避するため用いられる最後の避妊法です。通常の経口避妊薬（低用量ピル）のように、計画的・継続的に妊娠を防ぐ薬ではありません。

現在日本で用いられている緊急避妊薬（レボノルゲストレル）は、主に排卵を抑制または遅らせる作用により、妊娠の成立を防ぎます。すでに成立した妊娠を中断する作用はありません。



薬剤師のポイント

- 「最後の手段」、「緊急時の対応」であることを明確に
- 中絶薬ではないことを、誤解のないよう丁寧に説明する

Q 2 いつまでに服用すれば効果がありますか？

A 性交後72時間（3日）以内に服用する必要があります。この時間内であれば効果が期待できますが、できるだけ早く服用するほど効果は高くなります。



利用者への説明例

「まだ時間内ですが、早く飲むほど効果が高い薬です」

Q 35 明らかに同意がなかった性交と思われる場合でも販売できますか？

A 販売の可否は、服用する本人の安全と適正使用が確保できるかを基準に判断します。同意の有無を断定する必要はありません。



重要な考え方

- 緊急避妊薬は、服用する本人の心身の安全確保を目的とする対応である。
- 販売しないことが必ずしも正解とは限らない

Q 36 DVや支配的な関係が疑われる場合、どう対応すべきですか？

A 直接指摘したり、関係性を断定したりする必要はありません。服用する本人が孤立していないことを伝えることが重要です。



伝えたい一言（例）

- 「困ったときに相談できる場所があります」
- 「あなたのせいではありません」



薬剤師のポイント

- 助言より「情報提供」
- 支援窓口のQRコードやカードが有効

Q 37 「誰にも言わないでほしい」と言われた場合はどうすればよいですか？

A 守秘は原則として尊重されます。ただし、命や安全に重大な危険がある場合は、例外的に専門機関につなぐ必要が生じることもあります。